

長に任命されたので政府委員は自然消滅となつた旨の通知書を受領した。	同	鈴木 一司君
内閣委員	同	河野 謙三君
法務委員	同	鈴木 河野 謙三君
大蔵委員	同	鈴木 哲二君
社会労働委員	同	鈴木 鶴一君
商工委員	同	鈴木 斎君
運輸委員	同	鈴木 誠吾君
通信委員	同	鈴木 北口 龍徳君
建設委員	同	鈴木 山崎 清一君
予算委員	同	鈴木 田中 清一君
決算委員	同	鈴木 吉武 恵市君
議院運営委員	同	鈴木 川上 為治君
石炭対策特別委員	同	鈴木 佐藤 芳男君
同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。	同	鈴木 佐藤 芳男君
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同	鈴木 佐藤 芳男君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	同	鈴木 佐藤 芳男君
内閣委員	同	鈴木 佐藤 芳男君
法務委員	同	鈴木 幸夫君
大蔵委員	同	鈴木 謙吾君
社会労働委員	同	鈴木 上林 忠次君
商工委員	同	鈴木 井野 積哉君
運輸委員	同	鈴木 八木 一郎君
通信委員	同	鈴木 野田 俊作君
大蔵委員	同	鈴木 烏島徳次郎君
内閣委員	同	鈴木 村松 久義君
法務委員	同	鈴木 高橋文五郎君
大蔵委員	同	鈴木 源田 実君
社会労働委員	同	鈴木 文三君
商工委員	同	鈴木 赤間 忠次君
運輸委員	同	鈴木 井野 忠次君
通信委員	同	鈴木 沢田 敏夫君
建設委員	同	鈴木 田中 清一君
予算委員	同	鈴木 佐藤 芳男君
決算委員	同	鈴木 佐藤 芳男君

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付さ	同	鈴木 田中 武夫
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案	同	鈴木 田中 武夫
農業機械化促進法等の一部を改正する法律案	同	鈴木 田中 武夫
電波法の一部を改正する法律案	同	鈴木 田中 武夫
科学技術振興対策特別委員会に付託	同	鈴木 田中 武夫

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付さ	同	鈴木 田中 武夫
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律案	同	鈴木 田中 武夫
農業機械化促進法等の一部を改正する法律案	同	鈴木 田中 武夫
電波法の一部を改正する法律案	同	鈴木 田中 武夫
科学技術振興対策特別委員会に付託	同	鈴木 田中 武夫

同日衆議院議長から、同院は国立国会図書館の館長に河野義克君を任命することを承認した旨の通知書を受領した。	同	河野 義克君

りまして、今日の農業、農村は、この画期的な農地改革を抜きにしては考えることができないといつも決して過言ではないと存じます。さらに、戦後今日に至る農業、農村の、わが国社会、經濟におきます地位から申しまして、この農地改革は、ひとり、農業、農村のみならず、わが国の民主化、戦後經濟の再建、ひいては今日の日本經濟の繁栄に大きく寄与したことは、これまた、ここにあらためて申し上げるまでもないことと存じます。

しかし、この農地改革の輝かしい成果の反面におきまして、それが画期的な変革でありましたことから、農地改革により農地を買収された人々の中には、その生活や經濟状態に大きな変動を来たした者も少なからず存在いたしました。人々が、その後の經濟変動と相まち、農地を手放したことに対して相当の心理的影響を受け、それを今まで持ち続けてきたこともまた否定することはできないのであります。

このような事情を背景といたしまして、政府は、この問題の公正な解決をはかるため、昭和三十九年総理府に臨時農地等被買収者問題調査室を設けて、調査検討に当たる等、鋭意かつ慎重な努力を重ねてまいりましたのであります。三十九年度に入りました、これらの調査検討を了したよう第二次であります。

この結果、政府は、この問題に対する世論の動向等を勘案いたしまして、この際、農地改革における農地被買収者の貢献を多とするとともに、その受けた心理的影響を考慮して、これらの人々に対する報償を実施することが適切であると考え、この法律案を提案することとした次第であります。

以下、この法案の概要について御説明いたします。第一に、給付金の支給を受けることができる者といたしましては、農地被買収者とその者が法律の施行前に死亡したり解散したりしております。

農地法の改正による農地保有面積の制限緩和の動きや、そして今回また、旧地主に再補償はしないといふたびに明確に破棄して、補償を報償といたが、農業基本法に基づく貧農の切り捨てで、いふことばでごまかして、給付金を支給し、旧地主を勇気づけようとしているように、そのいずれを見ましても、あの歴史的意義を有する農地改革を否定しようと/or>して、断ざざるを得ないのであります。この点につきまして、佐藤首相はどのように考えておられるか、これが質問の第一点であります。

第二の質問は、昭和二十八年十二月に行なわれました農地収に関する最高裁判所の判決についてであります。この問題は、農地改革が実施された直後から、旧地主は、当時のインフレ等から見て、その対価は正当ではなく、憲法第二十九条の「正当な補償」に違反しているとして、訴えを起こしたのでございますが、これに対し最高裁は、この訴えを退け、農地改革は、正当な法律に基づき、正当な補償によって行なわれたもので、合憲であるという判断を下したのであります。しかるに、前に述べましたとおり、政府の農地政策の後退と動搖に乘じ、農地解放は誤れる占領政策の所産であるとか、あるいはこの最高裁の判決は正しくないと主張し、農地補償の強い要求が起り、与党の一部と結び、今日この無謀な法案の提出となつたことは、はなはだ遺憾であります。政府はこれまで、この判決は権威あるものであり、十分尊重するとともに、再補償は絶対に行なわないと、幾たびも言明してまいりましたにもかかわらず、本法案の中身は、これまでの言明を裏切る、その名は給付金支給となつておりますけれども、それは、ことばのごまかしであり、その実質はどう見ても補償であります。もし政府の言うように、日本経済の発展等に貢献したこととに報いるための報償として支給するものであるといひてしましても、政府はすでに、農地改革の当時、旧地主に対するのは、買収価格のほかに、別に報償金を加

てこののような处置をとることは、まことに不当であると言わざるを得ないのであります。政府は、常に国民に対しても順法の精神を説きながら、みずから最高裁の判決を無視し、その権威を傷つけ、順法の精神をじゅうりんするものであります。私は、この暴挙を断じて許すことはできないのであります。(拍手)この点につきまして、佐藤首相はどう考へておられるか、その所見を承りたいのであります。

第三に、さきの安保国会の混乱に乗じて強引に設置されました農地被買取者問題調査会の答申、及び、總理府の臨時農地等被買取者問題調査室の調査結果に関連して質問をいたします。

両調査機関の調査結果の発表によりますと、旧地主に対し再補償すべきであるとは、どこにも述べていないのであります。調査会答申では、生活上、生業上困っている者に対する生業資金の貸し付けの措置と、子弟教育に困っている者に対し、育英制度の運用において配慮を加えることなどを適当といたしまして、他方、調査室の世論調査では、約六〇〇%の人が、現在困っている者だけに何らかの措置を講ずれば足りるとしているのであります。さらに、この両調査によりますと、旧地主の生活水準は、一般の農民に比してはるかに高いばかりではなく、一般国民に比しても良好であることが明らかになつてゐるのであります。もちろん、現在真に生活に困窮している人々に対しては、それは、旧地主であろうと、一般農民であろうと、区別することなく、社会保障制度の一般的条件の中において適切な措置を講ずることは当然でありますし、日本社会党も、この点を強く主張しているのであります。ただ、旧地主であつたからという理由だけで特別の措置を行なうことは、憲法十四条に違反するものであり、絶対に賛成することはできません。

しようとしているのです。政府が幾ら論議を弄し、補償を報償と言いかえましょうとも、それは再補償であることに間違いはないのです。一方におきましては、国民金融公庫法を改正して、旧地主に對して特別の融資を行なおうとしているにもかかわらず、何ゆえ、さらにまたこのような再補償を行なおうとするのです。か。なるほど先ほどの趣旨説明では、被買収者が日本經濟の發展等に貢献したことなどを多くするとも、その受けた心理的影響を考慮して報償を実施するものであると、一應理由らしいことを述べておりますけれども、農地改革が、わが国の民主化、日本經濟の發展のために寄与したことは、さきにも申しましたとおり、このことは、自作農民となつた農民を含め、あの敗戦後の混亂の中で働き続けてきた勤勉なる日本國民全體の血と汗とによつてもたらされた成果なのであります。（拍手）ひととおり旧地主のみの貢献によるものではないのです。この点について明快な御答弁をいただきたい。かように、調査結果によりましても、また政府の趣旨説明によりましても、再補償する根拠は断じてどこにもございません。この点、總理はどういうふうにお考えになつておいでございますか。

増によって国内農産物は圧迫され、最近問題になつてゐる農産物の流通機構の問題等、政府は全力をあげてこれらの問題に対処し、取り組まなければならぬ現状に置かれているのであります。こういうときには、旧地主に対してものみ再補償をするなどという、うしろ向きの政治を行ないますならば、農民は、政府の農政に対しまして、ますます不信の念を強めるばかりだと思います。さらに、この再補償に要する経費は、事務費等を含めますならば、昭和四十年度の農林予算の実に四割をこえるものであります。一千五百億円以上の大額に達すると見込まれるのであります。これだけの金があるならば、曲がりかどに立つて、この農政を前向きに立て直すためにこそ使用すべきであります。これこそ農民がひとしく望んでいるところであります。

次に、この法案の提案の経緯並びに再補償を実施することによつて生ずる問題に關連して伺いたいのであります。

今国会の再開冒頭に行なわれました総理の施政演説におきましては、この法案について一言半句も触れておらないのであります。巨額の経費を必要とする本法案を、また、このような重要な法案を、どうして施政方針演説において触れなかつたのでござりますか。それとも、政府は当初、提案の意思はなかつたけれども、旧地主団体とそれを支援する一部与党議員の圧力に屈して、党利党略的立場から提案したこととなつたのではないかと、施政演説に盛り込むことを故意に避けたものと考えられるのであります。

次に、もしこの再補償が実施されることになり、ますと、社会に及ぼす影響は、はなはだ大なるものがござります。旧在外財産補償問題をはじめ、学徒動員、強制疎開等、さらには空襲による人、物的損害を受けた人々も、直接の戦争犠牲者

としてその補償を要求することは必然であります。すでにその声は高まっているのであります。政府はこれらの人々に対しても補償をする決意の上に立つて、本法案を提案されたのかどうか、明らかにいたいとのであります。

いま、政府は、財源難を理由に、医療保障等の社会保障制度を後退させているのでござりますが、この不合理な旧地主のみの再補償を中止いたしましたならば、補償国債の償還時におきまして千五百億円の財源が生まれるのであります。

○議長(重宗雄三君) 木村君、時間が超過いたしております。簡単に願います。

○木村禧八郎君(続) これをもって、健康保険組合の赤字や、地方公共団体の公営企業の赤字を埋めるため充当することができるのであります。したがいまして、この党利党略的な法案を撤回して、全国民の社会保障充実への願望にこたえるべきだと考えます。

さらに、時間がございませんので、簡単に大臣にお伺いをいたします。

その第一は、かかる補償が、将来わが国の財政に重大な禍根を残すのではないかと、いう点でござります。昭和三十九年度におきましても約六百億円の税収不足を生じていることは、将来の第一は、かかる補償が、将来わが国の財政に重大な禍根を残すのではないかと、いう点でござります。昭和三十九年度におきましても約六百億円の税収不足を生じていることは、将来

いるな方法において、結局これはインフレ要因となると思うのであります。この点は大蔵大臣に考へるか。また、昭和四十三年度まで公債を発行しないことを総理大臣は言明されました。が、この公約言明に私は違反するのではないかと考えます。

○議長(重宗雄三君) 木村君、簡単に願います。

○木村禧八郎君(続) 最後に、総理府長官に伺いたい。

○議長(重宗雄三君) 木村君、簡単に願います。

○木村禧八郎君(続) 何ゆえにこの仕事を総理府でお引き受けになつたのか。旧地主の生活保護の見地から厚生省とも関係があるので、農林省との総合調整上、総理府で引き受けたというのか、これまでの答弁でございましたけれども、法案の内容は、農地被買取者問題調査会の答申を全く改変し、面積を基準としての一連の補償となつており、厚生省の割り込む余地は全くなくなつた今

が、いかがでござりますか。

さらには、この作業を進める際は、地方公共団体や農林省等の関係機関の協力を求めなければならぬのであります。手足を持たない総理府で、この仕事が一体できるのかどうか。それとも、万

するつもりであるかどうか、伺いたいのであります。以上、いかなる見地から見ましても、不法であり、不当であり、国民の権利を買つておられる本法案のときには、直ちに挽回されるよう強く要望いたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○國務大臣(佐藤榮作君) お答えいたします。

農地改革の意義並びに評価について、総理の所信をただされましたが、私も、かよな大改革がよくも平靜のうちに完成された、かよに私は感謝いたしております。戦後におきまして、幾多の改革が実施されてまいりましたが、農地改革こそは、真にわが国の民主化並びに今日の繁栄の基礎

をつくつたすばらしい改革だたと思ひます。國

係者一同が平靜に、しかもこの改革に協力したと

いたことは、まことにとうといことであり、これ

に對して私どもが旧地主の貢献を多として報償す

るということ、これは國民一同が心から賛成する

ところのものだと私は確信をいたしております。

(拍手)

そこで、最高裁の判決でござりますが、旧地主に對する買収の対価、これは、りっぱに正当のものであった、こういうことでござります。買収価

格は、政府の支払ったものは合憲であり、これは正当なものであつた。政府もかねてからこの判決を支持してまいっております。しかし、ただいまも申し上げますように、偉大な改革が、被買取者の貢献によりまして、血を見ずしてこれが遂行さ

れたということは、何といたしましても、私どもはこれに對して報償の気持ちを持つべきだ、かよ

うに私は考ります。(拍手)

第三点といたしまして、かよな多大の国費を投するこの法案を、なぜ施政演説で述べなかつたかということござります。そうして、この案は党利党略ではないか、かよに言われますが、私は

は党利党略ではないと、はつきり申し上げます。御承知のように、この案は、すでに前題當国会にも提案をいたしました。そうして、その後、臨時国会におきましても、この法案を再提出

することをはつきり明言いたしておりますので、その点では、党利党略でないということ、これはよくおわかりいただける。私はかよに思いま

す。しかし、いま御指摘になりましたように、まことに重要な法案でござります。今後かよな重

要法案を取り扱う場合に、施政演説にこれを取り

込めという御注意は、御注意として伺つておきま

して、十分私どもも今後は善処してまいりたいと

思いますが、今回のこの处置は、ただいま申し上

げますような経過からこれは明瞭でござりますの

で、御了承をいただきたいと思ひます。

なおまた、調査会との關係でございますが、工

ましたように、生業上あるいは生活上困難な者に

対しては救濟の手を差し伸べるよう、こういう結論を出します。したがいまして、今回、國民金融公庫法の改正なども御審議願つてあるわけでございますが、この工藤調査会におきまして

も、一般的の旧地主に對しての取り扱い方に對しては結論を出しておりませんけれども、その際に指

摘いたしましたのは、この農地改革が被買取者に

は重大な心理的な影響を与えておる、それが強く残つておる、こういうことを指摘いたしておるの

であります。したがいまして、総理府に設けまし

た調査室においては、この工藤調査会の答申をも

勘案し、なおかつ一般の國民の意向等をもしんしゃくいたしまして、そうして今回この結論を出

し、皆さま方の御審議を願つておる次第でござい

ます。

私は、こういうような重要な法案について、党利

党略とか、あるいはこれが詭弁を弄して、そり

して価格の追加払いをするのであるとか、よう

ることは、全然ございません。國民相互が誠意を

持つてこういう問題に対する貢献に報いること、

これは私どもは当然のことだと、かよに私は信

ずるでござります。

私は、こういうような重要な法案について、党利

党略とか、あるいはこれが詭弁を弄して、そり

して価格の追加払いをするのであるとか、よう

ることは、全然ございません。國民相互が誠意を

持つてこういう問題に対する貢献に報いること、

これは私どもは当然のことだと、かよに私は信

ずるでござります。

〔國務大臣赤城宗徳君登壇、拍手〕

○國務大臣(赤城宗徳君) 今回の農地被買取者に対する処置は、農地改革によりまして被買取者の受けた各般の影響を考慮して、これに報償することが國政上適切と考えるに至つたことによるのであります。したがつて、農業政策とは別個の立場からその必要性を認めたものであります。

農業基本的には農政の充実につきましては、この措置とは関係なく、引き続き努力を重ねまいりたいと考へております。したがつて、農業基本法に基づく施策につきましては、從来に引き続きその充実強化につとめてまいり、これに必要な經費につきましては、それそれ所要の予算措

置を講じ、施策の推進に支障のないようによつたし

たい、こう考えます。(拍手)

〔国務大臣田中角栄君登壇、拍手〕

○国務大臣(田中角栄君) 第一は、旧地主の報償要求にどう対処するかという問題でございます。先ほど総理大臣からも述べられましたとおり、この農地被買取者に対する交付金の交付は、戦後における農地改革の功績に対して報償を行なうということでありますので、他の戦争被害とは直接には関係がないわけでございます。戦争被害者に対しましては、御承知のとおり、社会保障的見地から、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、また戦傷病答申にのつとり、総額約五百億円のぼる引揚者給付金の支給等の措置を行なっております。しかし、この在外財産の問題につきましては、なお議論もございますので、昨年七月、在外財産問題審議会を再び設置をして、慎重に御審議を願つておるわけでございます。

それから、健康保険その他の赤字解消というものに対し、財政負担をもつとしてはどうかといふことでございますが、これは申し上げるまでもなく、現在の日本のこの種のものに対する国庫負担の率は、諸外国に比べて非常に高いのでござります。ドイツ、フランス、イタリア等、西欧先進国においては、この医療保険等に対しましては、例外的に僅少な国庫補助をやっておるにすぎません。しかし、日雇健康保険につきましても、給付金の三五%、あるいは医療費につきましては三七・八%も国庫負担を行なつておるわけでござります。しかし、現在これらの問題は、御承知のとおりの保険審議会の審議にまつておるのであります。

それから、千四百五十四億というような、こういう交付金を出すことは、財政事情の上から一体

どう思うのか、インフレ要因がないか、こういう問題がござりますが、先ほど木村さんからも御指摘がございましたとおり、この交付公債は記名、

譲渡禁止でありますので、転元の可能性もございませんし、赤字公債のような結果にもならないわけでございます。しかも、この交付公債は、十年

間にわたりまして年々償還をいたしますし、その償還財源は、過去の蓄積剩余金の中から償還を行なうものでありますから、インフレ要因にもなり

ませんし、財政上の問題から見ましても、十分償還可能だと考えておるのでございます。

最後に、公債を発行したくないという、抑制の基本的な考え方に対する違背をするのではないかといふことでございますが、申すまでもなく、公債とは、国の歳入財源としての長期内債をさすものでございます。この交付金は公債の中には含まれないわけでございます。この公債の中には含まぬ、何ら違背をしないものと考えておるわけであります。(拍手)

○政府委員白井莊一君登壇、拍手〕 私に対する御質問は、この法案の処理をなぜ総理府で引き受けたのか。

もう一つは、この法案に基づいてこれを実施する場合に、手足のない総理府で、作業に困難を来たすのではないか、だから、法案成立の上は、他に所管がえをする考え方はないかというような御質問でございました。

この農地被買取者問題は、御承知のように、農地改革に基因する問題ではございますが、これはただいま農林大臣もお答え申し上げましたように、農業政策の問題ではございませんので、從来、総理府に、三十八年から臨時農地等被買取者問題調査室を設けまして、この問題に対する調査、企画、立案をしてまいつたのであります。したがいまして、今後とも、総理府においてこれを担当していくのが適当であると、かように考えます。また、報償の実施にあたりましては、給付金の請求の受付とか、あるいは認定等について、都道府県、市町村等の協力を願うことにしておりま

するほか、農林省等にも、現に人のあるいは資料的な協力を願つておりますので、今後とも、協力を求めてまいりますので、今後とも、協

事業の実施には支障はない、かように考えておる

次第でございます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) これにて質疑の通告者の發言は終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○議長(重宗雄三君) 日程第三、港則法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。運輸委員会理事江藤智君。

〔審査報告書は都合により第十九号末尾に掲載〕

港則法の一部を改正する法律案

右

港則法の一部を改正する法律案

国会に提出する。

昭和四十年三月一日

内閣總理大臣 佐藤 栄作

○議長(重宗雄三君) これにて質疑の通告者の發言は終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○議長(重宗雄三君) 日程第三、港則法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。運輸委員会理事江藤智君。

〔審査報告書は都合により第十九号末尾に掲載〕

港則法の一部を改正する法律案

右

港則法の一部を改正する法律案

国会に提出する。

別表

都道府県	港	名
北海道	枝幸、雄武、敷別、網走、羅臼、根室、花咲、釧路、十勝、幌	泉、様似、浦河、苦小牧、室蘭、伊達、森、留萌、白尻、函館、松前、福島、江差、青
	苗穂、天荒、焼尻、杏形、鬼脳、鷲泊、香深、船舶	沢、佐井、大間、大畑、尻屋岬、八戸、深浦、鰯ヶ沢、小泊、三厩、平館、青森、小湊、野辺地、大湊、川内、脇野
青森	岩手	久慈、八木、宮古、山田、大槌、釜石、大船渡、広田
岩手	宮城	氣仙沼、志津川、女川、鮎川、萩浜、渡波、石巻、塙釜
宮城	福島	象潟、金浦、平沢、本荘、秋田船川、戸賀、北浦、能代
福島	茨城	酒田、加茂、由良、鼠ヶ関
茨城	千葉	平潟、大津、会瀬、日立、磯崎、那珂湊、大洗
千葉	千葉	勝浦、白浜、館山、木更津、千葉、船橋市川

東京	岡田、波浮、元村、新島、大久保、神湊、八重根
神奈川	横須賀、三崎、真鶴
新潟	能生、直江津、柏崎、寺泊、新潟、岩船、西津、羽茂、小木
富山	魚津、伏木富山、氷見
石川	七尾、穴水、宇出津、小木、飯田、輪島、福浦、滝、金沢
福井	和田、小浜、敦賀、三国
静岡	熱海、網代、伊東、稻取、下田、手石、松崎、宇久須、土肥、戸田、静浦、沼津、田子の浦、清水、焼津、大井川、榛原、相良、御前崎、浜名
愛知	伊良湖、豊浜、内海、常滑、名古屋、桑名、四日市、千代崎、津、松阪、宇治山田、鳥羽、波切、浜島、五ヶ所、長島、引本、尾鷲、木本
三重	久美浜、浅茂川、閏人、中浜、本庄、伊根、宮津、舞鶴、野原、田井
大阪	深日、阪南、大阪
兵庫	尼崎、西宮、神戸、明石、二見、別府、高砂、伊保、八木、姫路、相生、赤穂、津居山、柴山、香住、浜坂、岩屋、洲本、由良、福良、湊、都志、郡家、赤良、湯浅庄、和歌山下津
和歌山	久美浜、浅茂川、閏人、中浜、本庄、伊根、宮津、舞鶴、野原、田井
鳥取	米子、赤崎、鳥取、網代、田後
島根	益田、浜田、江津、仁方、久手、大社、恵曇、加賀、七類、美保関、松江、安来、西郷、浦郷
岡山	日生、片上、鶴海、牛窓、西大寺、小串、岡山、宇野、日比、琴浦、味野、下津井、水島、玉島、笠岡
広島	福山、尾道糸崎、忠海、竹原、安藝津、吳、広島、廿日市、大竹、土生、重井、佐木、瀬戸田、黒崎、木ノ江、御手洗、大西、蒲刈、巣島
山口	尻中関、久賀、安下庄、小松、柳井、室津、上園、平生、室積、徳山下松、三田、仙崎、萩、秋穂、須佐、江崎

附則	1 (施行期日) この法律は、昭和四十年七月一日から施行する。 (港域法の廃止)	2 港域法(昭和二十三年法律第百七十五号)は、廃止する。 (他の法律の一部改正) 3 前項第二号の港の区域は、港則法(昭和二十三年法律第百七十四号)に基づく港の区域の定めのあるものについては、その区域によるものとする。ただし、運輸大臣は、政令で定めるところにより、特に港を指定し、これと異なる区域を定めることができる。	4 海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。 第一条第二項中「別に法律でこれを定める」を
香川	豊浜、瀬戸内、宇和島、吉田、三瓶、八幡浜、川之石、三崎、三机、長浜、郡中、松山、北条、菊間、今治、吉海、壬生川、西条、新居浜、三島、寒川、川之江、山口、宮浦、伯方	高知	深浦、宇和島、吉田、三瓶、八幡浜、川之石、三崎、三机、長浜、郡中、松山、北条、菊間、今治、吉海、壬生川、西条、新居浜、三島、寒川、川之江、山口、宮浦、伯方
徳島	撫養、今切、徳島、小松島、富岡、橋、由岐、日和佐、牟岐、浅川、宍喰	福岡	豊浜、瀬戸内、宇和島、吉田、三瓶、八幡浜、川之石、三崎、三机、長浜、郡中、松山、北条、菊間、今治、吉海、壬生川、西条、新居浜、三島、寒川、川之江、山口、宮浦、伯方
山口	撫養、今切、徳島、小松島、富岡、橋、由岐、日和佐、牟岐、浅川、宍喰	高知	深浦、宇和島、吉田、三瓶、八幡浜、川之石、三崎、三机、長浜、郡中、松山、北条、菊間、今治、吉海、壬生川、西条、新居浜、三島、寒川、川之江、山口、宮浦、伯方
関門	撫養、今切、徳島、小松島、富岡、橋、由岐、日和佐、牟岐、浅川、宍喰	福岡	豊浜、瀬戸内、宇和島、吉田、三瓶、八幡浜、川之石、三崎、三机、長浜、郡中、松山、北条、菊間、今治、吉海、壬生川、西条、新居浜、三島、寒川、川之江、山口、宮浦、伯方
福山	撫養、今切、徳島、小松島、富岡、橋、由岐、日和佐、牟岐、浅川、宍喰	高知	深浦、宇和島、吉田、三瓶、八幡浜、川之石、三崎、三机、長浜、郡中、松山、北条、菊間、今治、吉海、壬生川、西条、新居浜、三島、寒川、川之江、山口、宮浦、伯方
岡	撫養、今切、徳島、小松島、富岡、橋、由岐、日和佐、牟岐、浅川、宍喰	福岡	豊浜、瀬戸内、宇和島、吉田、三瓶、八幡浜、川之石、三崎、三机、長浜、郡中、松山、北条、菊間、今治、吉海、壬生川、西条、新居浜、三島、寒川、川之江、山口、宮浦、伯方
門	撫養、今切、徳島、小松島、富岡、橋、由岐、日和佐、牟岐、浅川、宍喰	高知	深浦、宇和島、吉田、三瓶、八幡浜、川之石、三崎、三机、長浜、郡中、松山、北条、菊間、今治、吉海、壬生川、西条、新居浜、三島、寒川、川之江、山口、宮浦、伯方

「港則法（昭和二十三年法律第二百七十四号）第一
条の規定に基づく政令で定めるところによる」
に改める。

5 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一
部を次のように改正する。

第四条第六項中「港域法（昭和二十三年法律第二
百七十五号）の港の区域」を「港則法（昭和二十三
年法律第二百七十四号）に基づく港の区域」に、
「港域法の港の区域」を「同法に基づく港の同域」
に改める。

6 港湾運送事業法（昭和二十六年法律第二百六十
一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「港域法（昭和二十三年法律第二
百七十五号）に定める区域」を「港則法（昭和二
十三年法律第二百七十四号）に基づく港の区域」に
改める。

7 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部
を次のように改訂する。

第九十六条第一項中「港域法（昭和二十三年法
律第二百七十五号）で定めるところにより」を「港
則法（昭和二十三年法律第二百七十四号）に基づく
港の区域により」に改める。

〔江藤智君登壇、拍手〕

○江藤智君　だいたいま議題となりました港則法の
一部を改正する法律案について、運輸委員会にお
ける審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

港則法は、港内における船舶交通の安全及び港
内の整頓をはかることを目的とするものであり
ますが、その適用港湾の区域は、港域法によつて
定められており、また、特定港は本法により指定
されております。

改正法案は、最近における港湾整備の進展に伴
う港事情の著しい変化に対応して、港湾なく適
切な交通規制を実施することができるようとする
ため、現在法律事項とされている港の区域の設定
並びに特定港の指定を政令事項とし、また、この
改正に伴い、港域法を廃止するとともに、関係諸

法律の適用につき、港の区域の統一性を維持する
ため、これらの法律の規定について、所要の整理
を行なおうとするものであります。

委員会におきましては、港の区域の設定に関する各般の問題について、熱心な質疑が行なわれた後、討論に入りましたところ、別に発言もなく、直ちに採決の結果、全会一致をもつて、本改

正法案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○議長（重宗雄三君） 別に御発言もなければ、こ
れより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君
の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（重宗雄三君） 過半数と認めます。よつて
本案は可決せられました。

農林省設置法（昭和二十四年法律第二百五十二号）
の一部を次のように改正する。

農林省設置法の一部を改正する法律案
日程第五、自治省設置法の一部を改正する法律
案、（いずれも内閣提出、衆議院送付）

（以上両案を一括して議題とする」と御異議ござ
いませんか？）

○議長（重宗雄三君） 御異議ないと認めます。ま
ず、委員長の報告を求めます。内閣委員長柴田栄
君。

〔審査報告書は都合により第十九号末尾に
掲載〕

〔審査報告書は都合により第十九号末尾に
掲載〕

自治省設置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十年四月六日

参議院議長 重宗 雄三殿

衆議院議長 船田 中

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和四十年四月二日

参議院議長 重宗 雄三殿

衆議院事務総長 久保田義磨

（小字及び一は衆議院修正）

農林省設置法の一部を改正する法律案

農林省設置法の一部を改正する法律案

区	分	定	員	合
				食 水 產 業 廳
			二八、九一三人	三〇、三二八人
			一、〇七八人	一、八二一人

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行す
る。ただし、第十七条の改正規定（「茶原種農
場」を「茶原種農場」に改める部分に限る。）及び第三十二条の次に一条を加える改正
規定は同年十月一日から、第三十三条第二項の
規定は同年十二月一日から施行する。

表の改正規定は同年十二月一日から施行する。
定は公布の日から施行する。ただし、第九十一条第一項の表の改正規定及び附則第一項の規定は、同年四月一日から適用する。

2 食糧局の定員は、改正後の第九十一条第一項
の規定にかかるらず、昭和四十年九月三十日ま
での間は、二万八千九百十四人とする。

3 市」を「白河種畜牧場」白河市に改め、同条の
次に次の二条を加える。

（農林研修所）

第三十三条の二 農林研修所は、農林省の所管行
政に係る事務又は技術を担当する職員等に對
し、その職務を行なうのに必要な研修（他の所
掌に属するものを除く。）を行なう機関とする。

自治省設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十年四月六日

参議院議長 重宗 雄三殿

衆議院議長 船田 中

農林省設置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決
した。

3 農林研修所は、東京都に置く。
2 農林研修所の内部組織については、農林省令
し、その職務を行なうのに必要な研修（他の所
掌に属するものを除く。）を行なう機関とする。
1 自治省設置法の一部を改正する法律案
1 自治省設置法の一部を改正する法律案
1 自治省設置法（昭和二十七年法律第二百六十一
号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の表中「三七四人」を「三七三人」に、

「五一一人」を「五二〇人」に改める。

附則

この法律は、昭和四十年十月一日から施行する。

〔柴田栄君登壇、拍手〕

○柴田栄君 ただいま議題となりました法律案二件につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院において、施行期日等について所要の修正が加えられ、本院に送付されたものであります。農林省設置法の一部を改正する法律案に属機関として、さとうきび原原種農場及び農林研修所を新設すること、大宮種畜牧場を白河市に移転し、その名称を白河種畜牧場に改めること、農林省の職員定数を四十六人増加すること等であります。

本委員会におきましては、地域農政懇談会等と国家行政組織法第八条との関係、農林研修所の設置理由と、その研修計画、生鮮食料品の価格対策、農業近代化のための諸施策等について、質疑が行なわれましたが、その詳細は、会議録に譲りたいと存じます。質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、自治省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、近年、地方税を含めた租税条約を諸外国と締結する必要が生じたこと等に伴い、地方政府に経験の深い職員を海外に常駐させるために、自治省の定員一人を減じて、外務省の定員に移しかえようとするものであります。

本委員会におきましては、租税条約の概要と、その締結状況、臨時行政調査会の改革意見に対する自治省の見解等について、質疑が行なわれました

が、その詳細は、会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

○議長(重宗雄三君) 両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって両案は可決せられました。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって両案は可決せられました。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 日程第六、農業機械化促進法等の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長仲原善一君。

〔審査報告書は都合により第十九号末尾に掲載〕

農業機械化促進法等の一部を改正する法律案右国会に提出する。

昭和四十年三月十日
内閣總理大臣 佐藤 栄作

業機械の計画的な導入に関する措置」を加える。

第二条第一項中「作業を含む」の下に「以下同じ。」を加える。

第一章の次に次の二章を加える。

第二章の二 高性能農業機械導入基本方針等

(高性能農業機械導入基本方針)

第五条の二 農林大臣は、高性能農業機械(農作業の効率化に資する程度が著しく高く、かつ、その性能に即して能率的な稼働を行なうためには相当数の農業者の集団的利用に供することが必要となると認められる農業機械)で政令で定めるものをいう。(以下同じ。)につき、その種類ごとに、その導入に関する基本方針(以下「高性能農業機械導入基本方針」といふ。)を定め、これを公表しなければならない。

高性能農業機械導入基本方針は、政令で定める一定期間における高性能農業機械の導入に関する目標、その導入を効果的に行なうためには必要な条件その他その導入に関し必要な事項について定めるものとし、その期間における農業経営の動向に即するものでなければならない。

第五条の四 国は、高性能農業機械の導入に関し、第四条に規定する資金の確保のために必要な措置を講じ、又は第五条に規定する援助を行なうに当たっては、高性能農業機械導入計画の達成に資することとなるよう努めるものとする。

高性能農業機械導入計画と国の援助等)

第五条の四 国は、高性能農業機械の導入に関し、第四条に規定する資金の確保のために必要な措置を講じ、又は第五条に規定する援助を行なうに当たっては、高性能農業機械導入計画の達成に資することとなるよう努めるものとする。

第五条第二項中「第十四条各号に掲げる事項につき意見を述べる外」を「この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか」に改める。

第十五条第二項中「第十四条各号に掲げる事項につき意見を述べる外」を「この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか」に改める。

第二十七条に次の二項を加える。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は農林大臣に意見を提出することができる。

第三十条を次のように改める。

(役員の欠格条項)

第三十条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることができない。

(農業機械化促進法の一部改正)

第一条 農業機械化促進法(昭和二十八年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一章 総則(第一条—第五条)」を

〔第二章 農業機械化促進法(昭和二十八年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。〕に改める。

第一項中「促進するため」の下に「高性能農業機械導入基本方針等

二 計画の期間

三 高性能農業機械の導入を効果的に行なうためには必要な条件の整備に関する事項

四 高性能農業機械の利用に関する技術の研究及び指導に関する事項

五 その他高性能農業機械の導入に関する事項

道府県における農業協同組合その他の農業者の組織する団体が行なう農作業の共同化の事業の助長に資するものでなければならない。

六 都道府県知事は、高性能農業機械導入計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(高性能農業機械導入計画と国の援助等)

七 都道府県知事は、高性能農業機械の導入に関し、第四条に規定する資金の確保のために必要な措置を講じ、又は第五条に規定する援助を行なうに当たっては、高性能農業機械導入計画の達成に資することとなるよう努めるものとする。

八 第十五条第二項中「第十四条各号に掲げる事項につき意見を述べる外」を「この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか」に改める。

九 第二十七条に次の二項を加える。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は農林大臣に意見を提出することができる。

十 第三十条を次のように改める。

(役員の欠格条項)

十一 第三十条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることができない。

(農業機械化促進法の一部改正)

十二 第二条 農業機械化促進法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

二項中「前項」を「前二項」に改め、「同項の」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に

次の一項を加える。

2 政府は、前項の規定によるほか、第十九条

第四項の規定にかかるわらず、埼玉県大宮市日

進町一丁目に所在する国有の土地又は建物そ

の他土地の定着物を出資の目的として、研究

所に出資することができる。

附則第四条を次のように改める。

(非課税)

第四条 前条第一項又は第二項の規定により政

府から出資される場合における当該出資の目

的とする不動産の当該出資に係る移転に伴う

登記又は当該出資の目的とする不動産の当該

出資に係る取得については、登録税又は不動

産取得税を課することができない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔仲原善一君登壇、拍手〕

○仲原善一君 大だいま議題となりました法律案

について御報告いたします。

本法律案のおもな内容は、農業の機械化を促進

し、生産性の高い農業を確立するため、第一に、

農林大臣は高性能農業機械の導入に関する目標及

びそれに必要な条件等を内容とする基本方針を定

め、都道府県知事は、國の基本方針に即し、高性

能農業機械導入計画を定めることができるることと

し、第二に、國は、資金確保のため必要な措置を

講じ、また都道府県に対し、その機械導入計画の

達成に資することとなるよう援助するものとする

規定を加え、第三には、農業機械化研究所の監事

の権限及び役員の欠格条項を整備するとともに、

同研究所に対し、政府は、新たに埼玉県大宮市所

在の国有の土地建物等を現物出資することができ

ることとしているものであります。

委員会におきましては、農業機械の需給、価格の現状と今後の見通し、農業機械化体系の確立と効率的利用、土地基盤整備などの導入条件の整備、機械化関係予算の執行方針及び財政金融措置の充実、共同利用と農協の役割り、ガソリン税の

免稅、農業機械と道路運送車両法との関係、農業機械化研究所の立地と施設の整備、試験研究など

の業務内容、高性能農業機械の範囲、高性能農業

機械導入基本方針及び都道府県導入計画の期間と

内容、それら計画の作成と実行方針、その他、諸般の事項にわたって質疑が行なわれました。

質疑を終了し、討論に入り、別に発言もなく、

探決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次いで、委員長から、高性能農業機械の導入にあたり、農業者の営農改善意欲の尊重、栽培及び機械化体系の確立、農林漁業用ガソリン税の全免、道路運送車両法上の取り扱い、共同利用助長のための積極的助成、固定資産税の免除など、六項目の措置に関する附帯決議を提案し、これまで、全会一致をもって委員会の決議とすることに決定し、これに対し赤城農林大臣から、決議の趣旨を尊重し、善処したい旨の発言がありました。

右御報告いたします。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、こ

れより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君

の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって

本案は可決せられました。

昭和四十年四月二十二日

文教委員長 山下 春江

参議院議長 重宗 雄三殿

附則第一項中「昭和四十年四月一日」を「公布の日」に改める。

附則第二項中「国立工業教員養成所」を「国立養護教諭養成所及び國立工業教員養成所」に改める。

附則第三項中「昭和四十年四月一日」を「公布の日」に改める。

附則第四項中「作成シ」の下に「予算ノ区分ニ依リ

作成シタル決算報告書ヲ添へ監事ノ意見ヲ附シ」

を加える。

附則第三十六条ノ二に次の二項を加える。

前項ノ場合ニ於テ大学ニハ國立養護教諭養成所ヲ含ムモノトス

附則第一項中「作成シ」の下に「予算ノ区分ニ依リ

作成シタル決算報告書ヲ添へ監事ノ意見ヲ附シ」

を加える。

附則第三十六条ノ二に次の二項を加える。

前項ノ場合ニ於テ大学ニハ國立養護教諭養成所

ヲ含ムモノトス

附則第一項中「作成シ」の下に「予算ノ区分ニ依リ

作成シタル決算報告書ヲ添へ監事ノ意見ヲ附シ」

を加える。

附則第一項中「作成シ」の下に「予算ノ区分ニ依リ

作成シタル決算報告書ヲ添へ監事ノ意見ヲ附シ」

「幼稚園其ノ他ノ施設」に改め、同条第三項中「前二項」を「第一項及第二項」に改め、同条第二項の次に次の二項を加える。

前項ノ場合ニ於テ大学ニハ國立養護教諭養成所ヲ含ムモノトス

第一項中「作成シ」の下に「予算ノ区分ニ依リ作成シタル決算報告書ヲ添へ監事ノ意見ヲ附シ」

を加える。

第一項中「作成シ」の下に「予算ノ区分ニ依リ

作成シタル決算報告書ヲ添へ監事ノ意見ヲ附シ」

を加える。

「幼稚園其ノ他ノ施設」に改め、同条第三項中「前二項」を「第一項及第二項」に改め、同条第二項の次に次の二項を加える。

前項ノ場合ニ於テ大学ニハ國立養護教諭養成所ヲ含ムモノトス

第一項中「作成シ」の下に「予算ノ区分ニ依リ作成シタル決算報告書ヲ添へ監事ノ意見ヲ附シ」

を加える。

第一項中「作成シ」の下に「予算ノ区分ニ依リ

作成シタル決算報告書ヲ添へ監事ノ意見ヲ附シ」

を加える。

第一項中「作成シ」の下に「予算ノ区分ニ依

に貯蔵して液化酸素を消費している者は、液化酸素について改正後の同条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

4 この法律の施行の際現に改正前の第二十八条第三項の規定により前項に規定する者が都道府県知事に届け出ている液化酸素取扱主任者は、液化酸素について改正後の第二十八条第三項の規定による特定高圧ガス取扱主任者として選任されたものとみなす。

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○豊田雅幸君登壇、拍手

○豊田雅幸君 大だいま議題となりました法律案について、商工委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法案は、高圧ガス関係の保安体制を一そろ充実させることを目的とするもので、その内容の第一は、高圧ガスの大量消費者に対する規制強化でありまして、新たに圧縮水素はか四種の高圧ガスを規制の対象に加え、消費の開始の届け出、消費施設の基準、取り扱い主任者の選任などにつき規定するとともに、定期的に自主検査を行なわなければならぬものとしております。第二は、最近の大型容器の普及に対応して、従来の容器本体の規制だけでなく、液面計、配管等の付属品についても、製造義務及び規格を定めて、これを順守させることとしております。以上が、本法案の主たる内容であります。

委員会では、化学工業全般の災害防止に関する諸問題をはじめとして、高圧ガス関係事故の原因と、これが対策等につきまして、熱心に質疑応答が行なわれたのですが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたが、別に発言もなく、直ちに採決の結果、本法案は、全会一致をもつて、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)
○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これまでより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条に次の二項を加える。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は通商産業大臣に意見を提出することができる。

第二十五条第一項第九号の次に次の二号を加える。

九の二 第六十八条の二第一項の規定により通常産業大臣が指定した地域の石炭資源の開発に必要な設備資金の貸付け

日程第十、臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案、

○議長(重宗雄三君) 日程第九、石炭鉱業合理化臨時措置法の一項を改正する法律案、

日程第十一、石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案、

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。石炭対策特別委員長小柳勇君。

〔審査報告書は都合により第十九号末尾に掲載〕

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

第二十六条第二項第九号の次に次の二号を加える。

九の二 前条第一項第九号の二に規定する設備資金(以下「開発資金」という。)の貸付け及び償還の方法

〔開発資金を加え、「及び同項第十二号」を「並びに同項第十二号」に改める。〕

第二十九条を次のよう改める。

(財務諸表)

第二十九条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」といふ。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を通商産業大臣に提出するときは、これに収支予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を添附しなければならない。

第三十六条第二項中「二十円以内」を「三十円以内」に改める。

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

第三十六条の三第一項中「特定船舶整備公團に對して」の下に「、開発資金の貸付けは、第六十八条の七第一項の規定により石炭資源の開発に関する事業計画を届け出た採掘権者であつて通商産業

省令で定める基準に該当するものに対して」を加え、同条第四項中「前三項」と「前四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 開発資金の貸付けは、石炭資源の開発に必要な設備であつて通商産業省令で定めるものについて、その設備に係る採掘鉱区の採掘権者が第六十八条の七第一項の規定により届け出た石炭資源の開発に関する事業計画において定めた同条第二項第二号に規定する事項が通商産業省令で定める基準に適合する場合に限り、行なうものとする。

第三十六条の四に次の二項を加える。

2 開発資金に係る貸付金は、無利子とし、その償還期間は、二十年(すべき期間を含む。)をこえない範囲内において政令で定める期間とする。

第三十六条の五、第三十六条の六、第三十六条の八、第三十六条の九第一項、第三十六条の十及び第三十六条の十一中「近代化資金」の下に「又は開発資金」を加える。

第三十六条の十三の見出し中「整備資金」を「整備資金等」に改め、同条中「次に掲げるもの」を「第一号又は第二号に掲げるもの」に改め、「(元本に限る。)」の下に「及び採掘権者又は租鉱権者であつてその者の通商産業省令で定めるところにより算定した一年間の石炭の生産数量が五十万トンをこえないもののうち通商産業省令で定める基準に該当するものが銀行からその事業の経営を改善するために必要な資金であつて第三号に掲げるものの貸付けを受けることにより当該銀行に対して負担する債務」を加え、同条に次の二号を加える。

三 当該採掘権者又は租鉱権者が支払べき資金、資材費その他の通商産業省令で定める費用の支払に必要な資金(前二号に掲げる資金に該当するものを除く。)

第三十六条の二十一中「第三十六条の十三各号」を「第三十六条の十二第一号又は第二号」に改め

第三十七条の三に次の一号を加える。

四、国債その他通商産業大臣の指定する有価証券

券の保有

第四十条の二中「近代化資金」の下に「又は開発資金」を加える。

第五十三条の二第二号中「第十九条」を「第十九条第一項」に改め、同条第三号中「第三十六条の三第一項から第三項まで」を「第三十六条の三第一項から第四項まで」に改め、同条に次の一号を加える。

四 第三十七條の三第四号の規定による指定を
しはうとする上。

第六十八条の九第一項中「探掘鉱区がさくそう

する地域において」を「探査鉱区が隣接する場合で

るため、若しくは鉱区相互の間の境界が複雑で

めるため、その鉱床の完全な開発若しくは鉱業の

滑な実施ができるないと認められる場合又は鉱床の状態その他の自然条件からみて、その鉱床を一

体として開発することが著しく合理的であると認認

められる場合において、「に」「その地域の鉱床」を

附則第二条の二第一号中「近代化資金の貸付け」を「鋸戸」に改める。

の下に「開発資金の貸付け」を加え、「石炭鉱業の

「整備に必要な資金の借り入れ」を「石炭鉱業の整備又は経営の改善に必要な資金の借り入れ」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

卷之三

〔審査報告書は都合により第十九号末尾に掲載〕

卷之三

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し

た。

よ／＼で国会法第ア十三条により送付する

昭和四十年四月二十三日 參議院会議録第十六二

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案
臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律
臨時石炭鉱害復旧法(昭和二十七年法律第二百九十五号)の一部を次のように改正する。
第五十三条の二第二項中「分の一」を「百分の六十五」に改める。
第九十四条第四項中「分の一」を「百分の六十」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行し、改正後の第五十三条の二第二項及び第九十四条第四項の規定は、昭和四十年度以降の復旧基本計画に係るものに適用する。

〔審査報告書は都合により第十九号末尾に掲載〕

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十年四月九日

参議院議長 重宗 雄三殿 船田 中

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案
石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案
石炭鉱害賠償基金」を「鉱害基金」に改める。
第一条中「鉱害の賠償を担保し、及び」を「鉱害について、その賠償を担保し、並びにその賠償及

びその防止のための措置を」に、「被害者」を「被曝者」に改める。

第四条第一項中「鉱害賠償基金」を「鉱害基金」と改める。

〔第三章 鉱害賠償基金〕を「第三章 鉱害基金」に改める。

第十二条中「及び促進する」を「並びに鉱害の時償及び鉱害の防止のための措置を促進する」に、「及び鉱害の賠償」を「並びに鉱害の賠償及び鉱害の防止のための措置」に改める。

第十七条中「鉱害賠償基金」を「鉱害基金」に改める。

第二十条に次の一項を加える。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は通商産業大臣に意見を提出することができる。

第三十条中第四号を第五号とし、同条第三号中「前二号」を「第一号又は第二号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 鉱害の防止のための措置に必要な資金の貸付け

第三十一条第一項中「又は第二号」を「第一号又は第三号」に改める。

第三十三条中「第二号」の下に「又は第三号」を加える。

第三十八条の見出し及び同条第一項中「鉱害賠償基金債券」を「鉱害基金債券」に改める。

第五十四条中「鉱害賠償基金」を「鉱害基金」に改める。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一日を経ない範囲内において政令で定める日から施行する。

(鉱害基金の設立等)

第二条 改正前の第十二条の規定により設置された鉱害賠償基金は、この法律の施行の日において、改正後の同条に規定する鉱害基金となるものに改める。

のとする。

第三条 この法律の施行の際現に鉱害基金という名前を用いている者については、改正後の第十七条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(登録税法の一部改正)

第四条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「鉱害賠償基金」を「鉱害基金」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第五条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十一中「鉱害賠償基金」を「鉱害基金」に改める。

(地方税法の一部改正)

第六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第七条 第七十二条の四第一項第二号中「鉱害賠償基金」を「鉱害基金」に改める。

(所得税法の一部改正)

第七条 所得税法(昭和四十年法律第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中「鉱害賠償基金」を「鉱害基金」に改める。

(法人税法の一部改正)

第八条 法人税法(昭和四十年法律第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中「鉱害賠償基金」を「鉱害基金」に改める。

〔小柳勇君登壇、拍手〕

○小柳勇君 ただいま議題となりました三法案につきまして、石炭対策特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。御承知のとおり、石炭鉱業は現在非常な事態に直面しておりますので、さきに第二次調査団を編成し、その答申が出たのであります。この答申に基づき、政府は一連の石炭対策を講ずることになりましたのでありますが、ただいまの三法案も、その一環をなすものであります。

三法案の内容を簡単に申し上げますと、

まず、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案は、合理化事業団の業務に、石炭資源の開発に必要な設備資金の貸し付け及び中小炭鉱の経営改善資金の借り入れに対する債務保証を加え、石炭資源の合理的開発と有効利用を積極的に推進するために鉱区の調整を容易に行ない得るようにし、石炭鉱業者の事業団への納付金の限度引き上げ等の改正を内容としております。

次に、臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案は、家屋などの鉱害復旧を促進するため、そ

うにし、石炭鉱業者について国及び県からの補助金合計額

を改正する法律案は、石炭鉱害の防止を促進するため、鉱害賠償基金から、新たに鉱害の防止のた

めに必要な資金を貸し付けさせることとし、した

がって、この基金の名称を「鉱害基金」に改める等

を内容といたしております。

委員会においては、右の三法案を便宜一括して質疑を行ないましたが、問題は、石炭鉱業が、目

下、私企業の限界に直面しておるのではないかと

いう基本政策の姿勢から、利子補給の期間、第二

会社設立の是非、鉱害総量の算定と、その復旧速

度等に及び、問題の重要性にかんがみ、きわめて

熱心な質疑応答がありましたが、その詳細は、会

議録によつて御承知願います。
なお、鉱害復旧について新たに生ずる県の負担

増につき、政府は交付税をもつて善処する旨の答弁がありました。

質疑を終わり、三法案を一括、討論に入りましたが、別に発言なく、次いで三法案を順次採決いたしましたところ、いずれも、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、こ

れより採決をいたします。

まず、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の諸君

の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 両案に賛成の諸君の起立を求めて両案は全会一致をもつて可決せられました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時二十七分散会

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よつて両案に賛成の諸君の起立を求めて両案は全会一致をもつて可決せられました。

〔賛成者起立〕

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律
案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十年四月八日

参議院議長 重宗 雄三殿 地方行政委員長 天坊 裕彦

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、政令で定める危険物施設等における施設保安員、予防規程、自衛消防組織の設置義務を規定することにより危険物に関する規制の強化を図ること、消防用設備の工事等に関し消防設備士制度を設けること、非常事態の場合には消防庁長官を通じ他の都道府県の消防に応援を求めることができることとする等を主な内容とするもので消防の現況にかんがみ適当な措置と認めた。

一、費用

審査報告書

財政法の一部を改正する法律案

右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十年四月八日

大蔵委員長 西田 信一
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、専元事業の円滑な運営に資するため、日本専元公社の製造する製造たばこの定価の決定に関する手続を簡素化し、最近における製造たばこの消費の動向に即して製品の多様化を図ができるようにしてやうとするものであつて適當な措置と認める。

一、費用

審査報告書

本法施行のため、別に費用を要しない。

第十四号中正誤

正	體系を	終わり	段行	ベシ
正	體系を	終わり	金額	から
正	全額	終わり	金額	から
正	労働者	終わり	労働	五
正				八

一、費用

昭和四十年度一般会計予算には、昭和三十八年度の歳入歳出の決算上の剩余金からする国債等の償還財源への繰入率を五分の一に引き下げることに伴い、百三十億八百二十万八千円が国債整理基金特別会計への繰入額として計上されおり、また財政制度審議会については、委員の増員分等をも含め、委員手当として百四十七万円が計上されている。

審査報告書

製造たばこ定価法案
右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十年四月八日

大蔵委員長 西田 信一
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、専元事業の円滑な運営に資するため、日本専元公社の製造する製造たばこの定価の決定に関する手続を簡素化し、最近における製造たばこの消費の動向に即して製品の多様化を図ができるようにしてやうとするものであつて適當な措置と認める。

一、費用

審査報告書

本法施行のため、別に費用を要しない。

明治二十二年五月二十一日第三種郵便物認可

昭和四十年四月二十二日 参議院会議録第十六号

定価	一部 二十五円
(大字)良賀紙は三十円 (配達料共)	
発行所	
東京都港区赤坂葵町二番地	
大藏省印刷局	
電話 東京 五八一四四一(大)	